

共通

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷

技術・ノウハウ(知財)の保護・活用

規範項目 3

必須・重要・推奨

安

登録種苗の適切な使用

優良な品種は、農業生産の基礎であり、多収、高品質、耐病性等に優れた多様な品種の育成は、その発展を支える重要な柱です。

育成した品種については、権利保護のため、種苗法に基づく品種登録が行われており、勝手に譲渡等を行うことはできません。

取組事項

- ・ 農作物の種子や果樹の枝(穂木、剪定枝等)を、許可無く他の農家等に譲渡したり、海外へ持ち出さない。
- ・ 契約で自家増殖が禁止されている場合は、その内容に従う。

品種の育成には、専門的な知識、技術とともに、長期にわたる労力と多額の費用が必要です。ところが、第三者がこれを勝手に増殖して利用すると、苦勞して育成した産地や育成者の利益が損なわれ、その品種を利用している他の農家の方にも甚大な影響を及ぼしかねません。このため、種苗法に基づく品種登録制度により、品種の育成者の権利保護が行われています。知らないうちに、権利を侵害してしまわないよう、注意をしましょう。

【品種の育成者の権利保護】

品種登録の効力は25年(果樹等については30年)存続します。その間は、原則として、育成者権を有している者の許諾を得なければ、営利目的で利用することはできません。

ただし、農業者による基本的な栽培・出荷については例外となっており、農業者が権利者、種苗会社、JA、小売店等から購入した登録品種の種苗を用いて、作付けすること、収穫物を出荷すること、次期作の種苗として用いることは認められています。

【禁止事項】

農業者であっても、増殖した種子や穂木を他の農家等に渡したり、海外へ持ち出すことは禁止されています。

また、認められた行為でも、それを制限する契約を交わしていたり、特定の栄養繁殖性植物などでは、認められていません。

特に、種苗を生産している方は、販売しようとする種苗が、登録品種であるか、権利の期間内かを確認しましょう。

該当する種苗を増殖する際には、権利者の許諾が必要であり、無断で増殖・譲渡してはいけません。

【その他】

登録品種の種苗を販売する際は、登録品種名を明記しましょう。

なお、登録品種でない種苗に登録品種である旨の表示を付けることも種苗法違反となります。

■種苗法(抜粋)

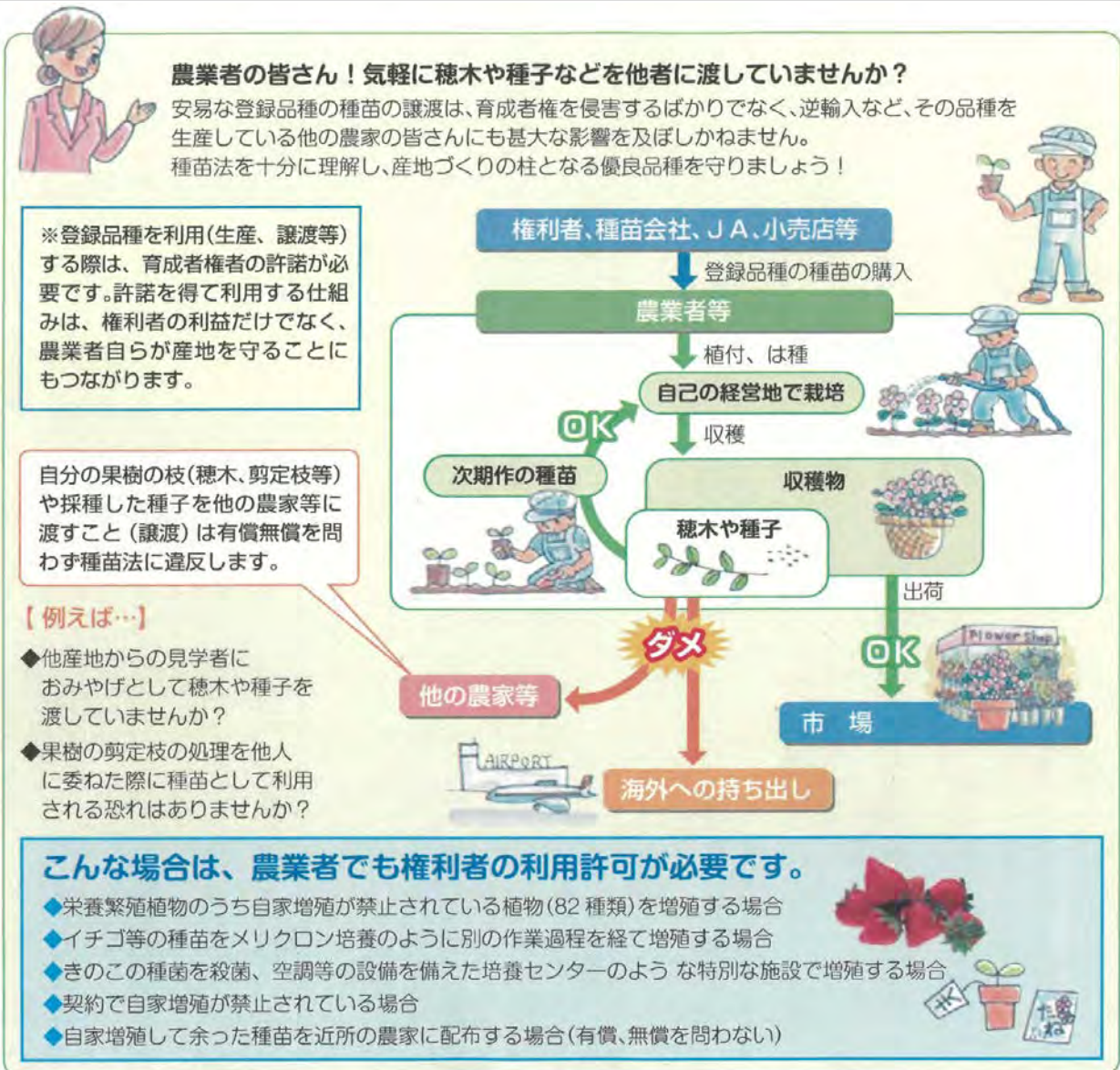
第56条(虚偽表示の禁止)

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 二 登録品種以外の品種の種苗であって、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為
- 三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第67条(侵害の罪)

育成者権又は専用利用権を侵害した者は、10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



出典:農林水産省リーフレット「登録品種の種苗は適正に利用しましょう」

※自家増殖に許諾が必要になる植物は随時追加されていますので、最新の情報は農林水産省のHPで確認してください。

(<http://www.hinsyu.maff.go.jp/act/seido.html>)

【根拠法令等】

○ 種苗法 (平成10年法律第83号)

○ 種苗法施行規則 (平成10年農林水産省令第83号)

○ 農業の現場における知的財産取扱指針 (平成19年度農林水産省公表)